

保護者各位

新居浜市立神郷幼稚園  
園長 谷口 知子

## 非常変災時の対応について

## 1 新居浜市に「特別警報」または「警報」（波浪警報、高潮警報を除く）が発表された場合

原則として、午前7時のNHKの天気予報、気象庁（松山地方気象台）のホームページの情報により、「新居浜市」（愛媛県全域、東予地方全域、東予東部地方全域の場合を含む。）に特別警報または警報（波浪警報、高潮警報を除く）が発令されているかどうかで判断します。

※ 民放の放送においては、「東予地方、東予東部地方」などの区域で発表されますので注意してください。（東予東部地方でも全域ではなく、西条市に警報が発令され、新居浜市に発令されない場合もあります。）

## (1) 登園までに「特別警報」または「警報」が発令されている場合の対応

- ① 午前7時の時点で上記の警報が発令された場合 ⇒ **自宅待機**  
午前9時までに上記の警報が発令された場合 ⇒ **自宅待機**

- ② 午前9時までに警報が解除された場合 ⇒ **登園**

※ 登園後は、平常保育となります。また、降園時間については、通常と同じ時間となります。

※ 警報が解除された場合であっても、自宅付近等地域の状況によって保護者の方が危険と判断した場合は自宅で待機し、安全が確認されてから登園してください。この場合、園までその旨を必ず連絡してください。

- ③ 午前9時までに警報が解除されなかった場合 ⇒ **臨時休園**

※ 上記①～③のいずれの場合においても、園から連絡は、いたしません。

※ 登園時または午前9時までに「警報」が発令されていない場合であっても、「台風」の接近などにより登園後（保育中）に「警報」が発令される可能性が極めて高い場合や登（降）園に危険を伴うと判断される場合は、その状況を見て、自宅待機または臨時休園の措置をする場合があります。（園からマチコミメールにより保護者の方に順次連絡致します。）

## (2) 登園後（保育中）に「警報」が発令された場合の対応

※ 状況を見て判断します。なお、降園（保育中止）の措置をとった場合は、園からマチコミメールなどにより保護者の方に順次連絡いたしますので、お迎えをお願いいたします。

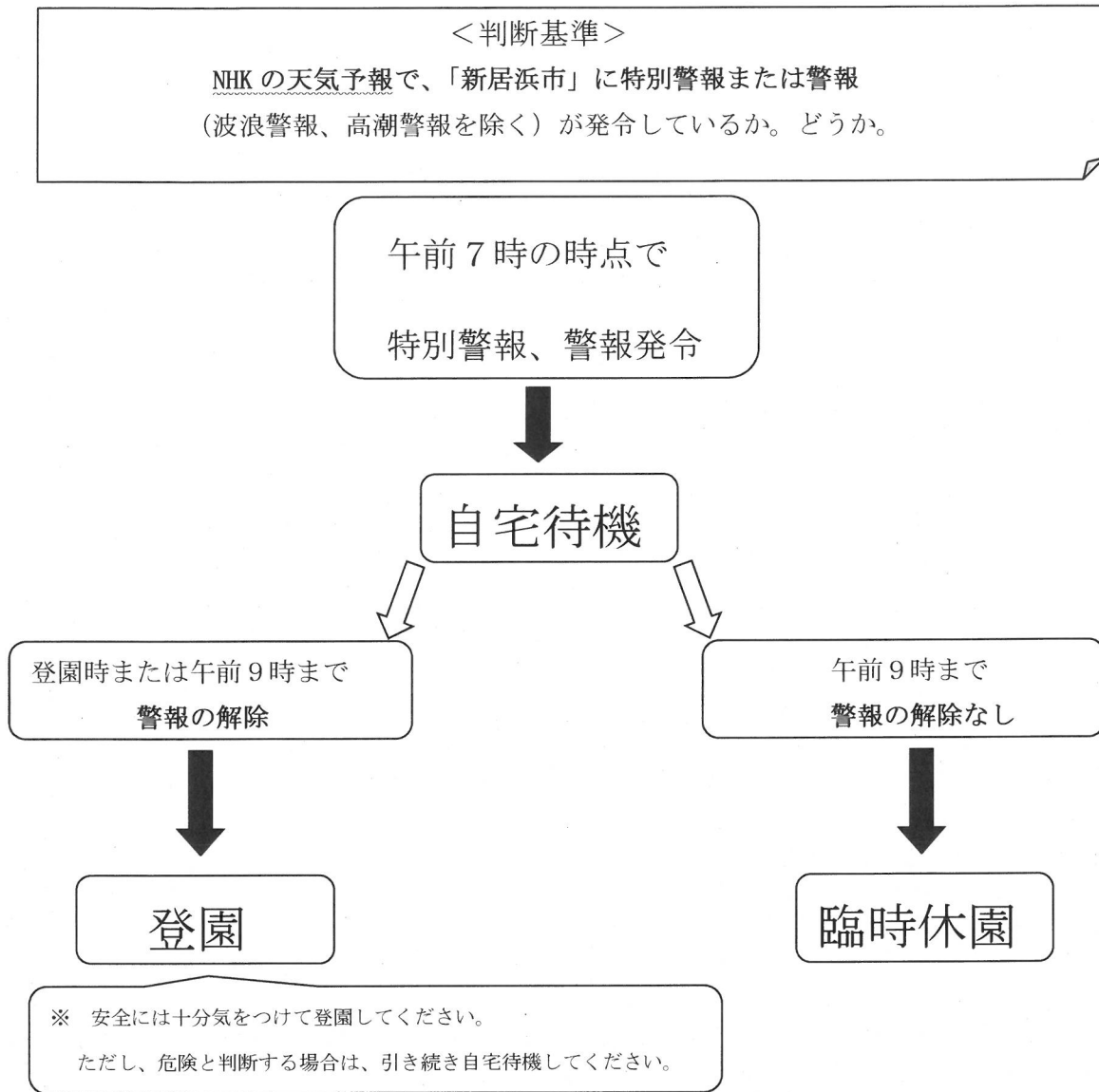
## 2 新居浜市に震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 園児が家庭にいるときの対応 ⇒ 園から連絡があるまで**臨時休業**

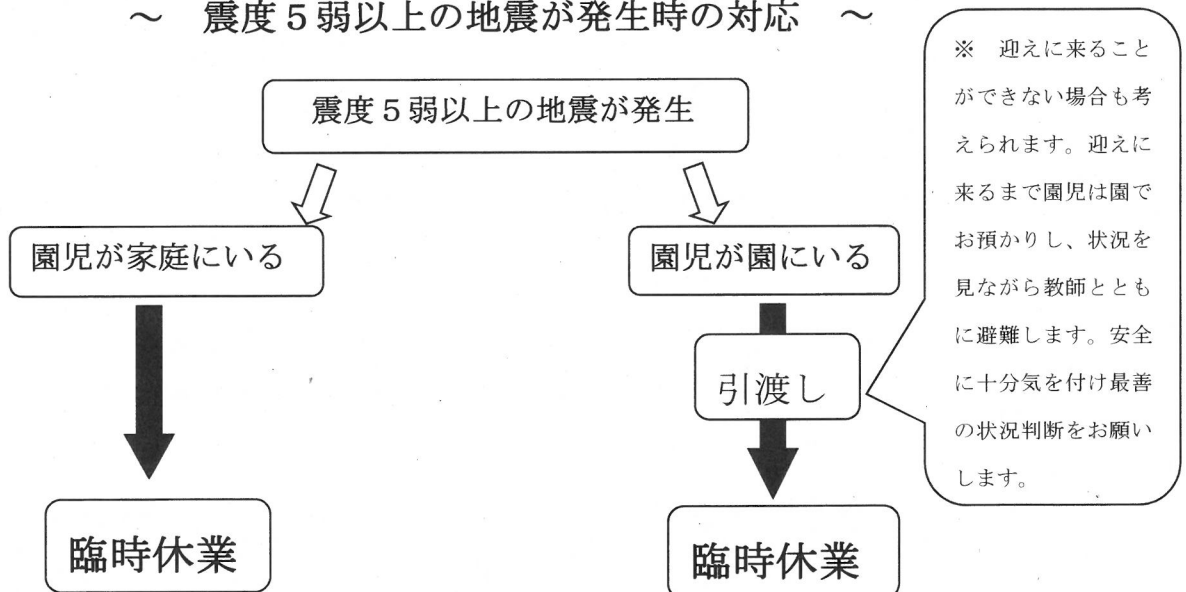
- (2) 園児が園にいるときの対応 ⇒ **引渡し** ⇒ 園から連絡があるまで**臨時休業**

※ 迎えに来ることができない場合も考えられます。迎えに来るまで園児は園でお預かりし、状況を見ながら教師とともに避難します。安全に十分気を付け 最善の状況判断をお願いします。

～ 警報発令時の対応 ～



～ 震度5弱以上の地震が発生時の対応 ～



重要

# 非常変災時の対応

新居浜市教育委員会  
平成28年6月1日改訂

## ① 新居浜市に特別警報または警報(波浪警報・高潮警報を除く)が発表された場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき		児童・生徒が〈園〉にいるとき	
七時 時まで	台風等接近時は家を出発しない。 新居浜市に〇〇警報が発表されました。 【自宅待機】	今後の対応について保護者連絡	
九時 時まで	【自宅待機】	下校時刻等を変更して下校	学校で待機(授業)
九時	警報解除 登園	時刻や方法の保護者連絡	通常下校
	警報継続 臨時休業		

## ② 新居浜市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈園〉にいるとき
臨時休業	【児童・生徒の引渡し】
学校から連絡があるまで【臨時休業】	
〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等	
すべての安全確認後、学校から登校について連絡	
児童・生徒の学校登校	



# 緊急地震速報発表時の対応について ～日頃の訓練が実際に生きるように～

新居浜市教育委員会

令和6年2月、児童生徒の在校(園)時に、緊急地震速報が発表されたことをきっかけに、対応や準備について、次の三点を市内小・中学校(園)の共通事項としています。

## 1 揺れがない場合や震度が小さい場合においても、日頃の避難訓練に準じた行動をとります。

例えば、屋内の場合、

- ① 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場に避難する。場所に応じた自分の身を守る行動をとる
- ② 教職員の指示で、運動場等に避難する。教職員は、児童生徒の避難を確認する。

また、教職員は、各学校での役割分担に従った役目を行う。

- ③ 児童生徒への事後指導を確実に行う。

## 2 その後の学校(園)の教育活動に支障のない場合においても、1の後、児童生徒の保護者には、マチコミメールや学校HP等を通して、児童生徒や学校(園)の状況について説明します。

## 3 地震はいつ起こるか分かりません。児童生徒が身を守るために、状況に応じた安全行動ができるよう日頃からの準備が必要です。避難訓練は段階をおった内容を計画し、年に一度は「予告なし避難訓練」を実行します。